

# 山形県消防操法審査要領の細部要領

## ( 参 考 )

### 全 国 消 防 操 法 大 会 の 審 査 指 針

- 1 審査は、誰が見ても「目で見てわかる」結果主義の審査を第一とし、審査員の主観及び心象で審査を行ってはならない。
- 2 行動審査は、「全国消防操法大会操法実施要領」に基づき「隊員別審査表」の各減点項目について審査を行い、その要点は、不確実な操法についてのみ減点を行い、特に決まりのない動作、行動からは減点しない。
- 3 総合審査は、「全国消防操法大会操法実施要領」に基づき「総合審査表」の各項目について審査を行い、その要点は、操法全般における規律及び節度、安全性、ホースラインの形状、操法遵守度等について総合的な判定を行い審査する。
- 4 審査上の疑義判断は、「審査要領」「実施要領」により行い、操法の精神を逸脱しないようにする。

### 審 査 員 心 得

- 1 審査員は、各都道府県消防協会長から最適任者として推薦された者であることを自覚し、自信を持って審査に当たること。
- 2 審査員は、卓越した知識、技能を発揮し、審査に当たっては、厳正かつ公平を期すること。
- 3 審査員は、大会運営の一員として、誤解を招くような言動を厳に慎み、円滑な審査運営に努めること。
- 4 審査で得た情報は、一切口外してはならない。

※ 全国大会については、2年に一度、開催されている大会である。  
最新の大会は、令和4年の第29回大会である。

## 山形県消防操法審査要領の細部要領

### (目 的)

「山形県消防操法実施要領」に定められていない事項について細部要領を定め、円滑な審査が行われることを目的とする。

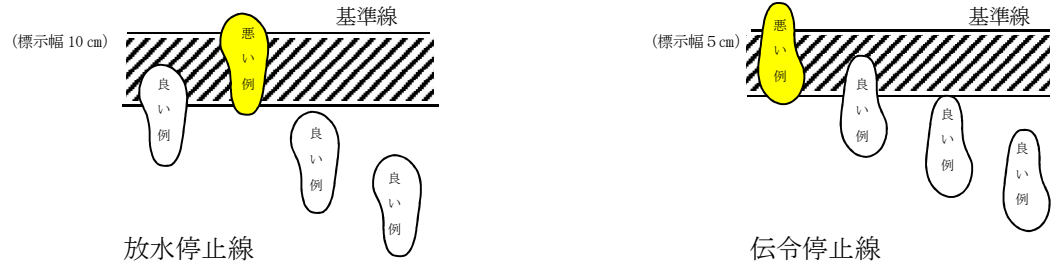
### I ポンプ車・小型ポンプの共通事項【全国消防操法大会統一事項含む。】

- 1 ホースの長さは、金具部分を除く布部分の長さとする。
- 2 ホースの使用順番については、特に定めない。
- 3 吸管控え綱の余剰部分の処理については、規定しない。長さの計測は、行なわないこととする。(20回)
- 4 操法実施中、各番員は極端な誇張又は敏しょう性や士気に欠ける等の不自然な動作は減点の対象とする。「確認事項 I 1 参照」
- 5 指揮者が開始報告、終了報告をした時は、受礼者は「よし」と答える。(20回)
- 6 筒先を背負うとき右手は、ノズル回転部分を握らないこと。(15回)
- 7 筒先を担ぐときは、プレイパイプ上部を持って担いでもよいが、左手は背負いひの中央とする。(20回)
- 8 筒先の取手等を持って走らない。(11回)
- 9 ホース展張時、左手はホースに添えとなっているが、親指は上から押さえてもよい。(20回)
- 10 ホースの展張、ホースの結合離脱、筒先の結合離脱時の足先とは、土踏まずにかかってもよいものとする。結合確認は、はかま部分で行なうが、親指が金具にかかってもよい。(20回)
- 11 ポンプ側でおおむね2mの余裕ホースを取るときは、ホースに配意するときに後方に引いて確保し、放口に結合してもよい。(20回)
- 12 ホース展張の際、左右にそれた場合は、ホースに沿って走らなければならない。
- 13 ホースに沿う場合は、おおむね1m以内に体があればよい。(20回)
- 14 ホースを背負い搬送するとき、左手は金具部に触れていること。(15回)
- 15 ホースを搬送中、めす金具が著しく下がって危険を及ぼすような場合を除き減点しない。
- 16 ホースの結合後、操作員はおす金具付近を踏んだ状態のまま発進してはいけない。「確認事項 I 5 参照」(11回)
- 17 ホース延長時おす金具を腰に付ける時期は、立ち上がり一步踏み出す前に行く。「確認事項 I 5 参照」(16回)
- 18 第2結合部の停止要領は流れ込み動作、第3結合部の停止要領は確実に停止後、左手をおろし節度をつけるものとする。又、ホース結合要領については、「操法実施上の基本的事項」のとおりとする。「確認事項 I 7 参照」(17回)
- 19 第1、第2ホース操作員が第3ホースを引き寄せる等の作業をする必要が出てきた場合は、原因を発生させた操作員の減点とする。「確認事項 I 8 参照」

- 20 筒先担当員が「放水始め」と合図し、火点に向かっておおむね 15m前進する時機は復唱確認後とする。(17回)
- 21 伝令と復唱は、重複してはならない。(合図も含む)(20回)
- 22 筒先員が余裕ホースを取った後前進する場合は、基本注水姿勢に準じた姿勢とする。(11回)
- 23 筒先員が火点側の余裕ホースを作成する際、ホースをたぐり寄せる時は後方(ポンプ側)を見ながらたぐり寄せてもよい。(20回)
- 24 火点側余裕ホース修正に伴うホースの引きずりについては、結合金具が移動しない範囲であればよい。
- 25 筒先担当員が火点側の余裕ホースをとった後の継ぎ足はしなくともよい。(20回)
- 26 ノズル操作時、右手を中央付近に移動させ筒先を抱えるが、確実に抱えるため中央からずれても左右の手が離れていれば中央とみなす。(20回)
- 27 標的注水要領は、注水姿勢で標的を倒す。(16回)
- 28 基本注水姿勢について、右膝を折るような姿勢は減点の対象。(16回)
- 29 放水中の筒先担当員の「ふらつき」とは、右手が腰部から離れた場合、又は足が地面から離れた場合とする。(17回)
- 30 控綱が何かにひっかかったり、結びが出来てしまった場合は、担当の番員が修正する。(20回)
- 31 吸管投入要領及び補助要領については、従来どおりとしその開始時期は特に定めないものとする。又、枕木取付け時に吸管を浮かせる等の補助についても併せて行ってよいものとする。(17回)
- 32 補助員の吸管投入補助時機及び操作は籐かごが水面についた時点から押し込む等の操作をしてもかまわない。(20回)
- 33 吸管補助員は、枕木取り付けのためポンプの3番員、小型ポンプの2番員が吸管に手をかけた時点で吸管を持ち上げてよい。(20回)
- 34 計器の触れについては、振れの中心で圧力の確認をする。(20回)
- 35 動作については、両手に物を持っているときは動作の流れに沿ってよいが、持たないときは節度正しく行うこと。
- 36 ホースラインとは、ポンプ側余裕ホースの終点から火点側余裕ホースの始点までの間とする。(17回)
- 37 ホースラインは、「蛇行」・「弛み」・「ねじれ」等について審査する。  
「確認事項 I 16 参照」(17回)
- 38 「余裕ホース」及び「とび口」の形状は、ポンプ側及び火点側とも操法の定位及び延長体系図等のおりとするが、送水前の「余裕ホース」内の「ねじれ」等については、送水に何らかの支障があるものとして審査する。(17回)
- 39 服装の点検は、上下どちらからでも斉一されていればよい。(16回)
- 40 実施要領で特に操作・動作の定めのないもの、及び審査表の減点項目にないものは減点しないものとする。「確認事項 I 2 参照」

- 4 1 伝令停止線、放水停止線上の足の位置は、図示（下図）のとおりとするが伝令停止線は水利側に踏み越えて停止、又、放水停止線はつま先がその線に触れない手前に停止しても操法に支障がないものとする。 (17回)

停止線等の足の例示



- 4 2 ホースの展張要領は、「右足先でめす金具近くを押さえ、右手でおす金具を確実に保持し、左手はホースに添えて展張方向を定め、前方へ転がして展張する。」となっているが、前方に転がす前までに、右手・左手・右足先の3点が完了していればよい。 (29回)

- 4 3 点検報告では、各隊員は指揮者に相対する。指揮者は各隊員の報告に頭を動かし受領する。 (29回)

4 4 旗による「操法」進行合図要領

(1) 審査班長

「操法開始」

白旗 『正面水平から真上』に振る。

指揮者に口頭により直接開始の意思確認を行う。

(2) 審査副班長

「第2線延長開始」

白旗 『正面水平から真上』に振る。

3番員が定位についた後約10秒後とする。

「放水中止」

赤旗 『正面水平から真下』に振る。

3番員（小型2番員）が定位についた後約10秒後とする。

「排水やめ」

赤旗 『正面斜め前方』に振る。

ノズルを上向きに開いた時点から約10秒後とする。

「収 納」

赤旗 『水平横から真下』に振る。

「排水止め」より約10秒後とする。

[指 揮 者]

- 1 号令に誤りがあった場合は訂正しても減点の対象とする。

「確認事項 I 3 参照」

- 2 指揮者の火点指揮位置は、筒先担当員の左右の足にかかわらず2m×2mのおおむね3mの位置とする。 (17回)

- 3 指揮者の火点指揮位置の「①の斜め右前方、おおむね3m」とは、①番員の左右足位置に関係なく、斜め右前方、おおむね3mであればよい。 (20回)

- 4 火点側指揮者の監視要領は、目視でも操法に支障がないものとする。 (17回)

- 5 指揮者の火点状況監視、鎮圧状況監視は、目視でもよいものとする。 (20回)
- 6 退場要領は「わかれ」の号令後、すみやかに「撤収」と指示する。(各隊員はすばやく車両等の撤収を行う。)

### [1番員・2番員]

- 1 排水操作終了後に筒先を右わきに立てる際、左手で引き寄せるような動作をしてもよい。 (16回)
- 2 筒先担当員の排水操作後「右手でノズルを握り」とは、ノズルの先端部分は握らないものとし、右足ぎわに置いた後、握り変え立ち上がるものとする。この場合、多少右足から筒先及びホースが離れても操法に支障がないものとする。 (17回)

### [2番員・3番員]

- 1 控網の取付け位置は、籐かご付近でよい。
- 2 吸管搬送時、体の向きはストレーナー側とし、顔の向きは水利側とする。
- 3 吸管投入後の吸管は蛇行した状態でもよい。
- 4 枕木を吸管に付ける要領は、左右どちらの手で行ってもよい。 (16回)
- 5 枕木に吸管と控網を一緒に取り付けないこと。 (20回)
- 6 とび口を火点で構えたとき右手は、柄の後部10cmあけること。 (15回)
- 7 火点にとび口を置いたとき、とび先は延長体系図等のおりとする。 (15回)
- 8 とび口を地面に置く時や地面から拾い上げる時は両手(交差してもかまわない)で行う。 (20回)
- 9 とび口の長さは1.5m以上あればよい。そのため破壊要領の左手の位置中央がずれてもかまわないが、左腕が地面に水平であること。「確認事項I18参照」 (17回)

### [3番員・4番員]

- 1 吸管搬送時、体の向きはストレーナー側とし、顔の向きは水利側とする。
- 2 ポンプのボタン式等自動揚水装置は、使用してもよいものとする。なお、使用した場合は、あえて手動揚水動作は必要ない。 (22回)
- 3 揚水操作が全自動の場合は、揚水確認後、次の動作に移る。 (15回)
- 4 機関員が余裕ホースを配意する場合は、いったん火点に向いて姿勢を正し、右(左)足を横に開き配意すること。 (22回)
- 5 火点側余裕ホース修正に伴うホースの引きずりについては、結合金具が移動しない範囲であればよい。
- 6 ホースに足が触れた程度ではホースの蹴飛ばしとはみなさない。又、スロットル調整時、ホースに接触してもよい。 (11回)
- 7 「放水始め」の伝令を受ける前には送水してはならない。
- 8 標的を落とした後の圧力及び筒先員交替時の圧力は下げてはいけない。 (11回)
- 9 真空時及び筒先閉鎖時、一時的にゲージ圧力が0.4MPa(4kg/cm<sup>2</sup>)を越えてもよい。 (11回)

- 1 0 収納以前にエンジンが停止した場合、再始動すること。
- 1 1 第1線延長、第2線延長及び放水中止時において、放口コックを全開または全閉する場合は、徐々に開閉するものとし、急速にコックを開閉しないこととする。  
(25回)

## II ポンプ車に関する事項

- 1 (1) ホースの配置は、めす金具が手前になるよう6本を1列に並べ、ステップ後端より30 cm以上離して、めす金具が浮かないように置く。(ホースの間隔は問わない。)
- (2) 椅子やボックス等が妨げとなり、ホースが1列に並べられない場合には、椅子等を取り外すか、その上に板を設けてホースを並べる。  
ただし、椅子等を取り外すことができない構造等やむを得ない場合、6本うち2本を椅子等の上に置くことができる。
- (3) (1)(2)によるホース積載スペースを確保できない場合については、ステップ後端(テールランプを含む。)を超えてホースを並べる板を設けることができる。  
この場合、その板の幅と車幅に合わせるものとする。
- (4) ホースを並べる板を設ける場合、板の材質は木板または鉄板とし、仕切りを設けずフラットにする。また、ホースを並べる板を設けた場合、筒先用のキャッチと受けを必ず取り付ける。  
(26回)
- 2 筒先の積載位置は、第1線の筒先をポンプ車後部左側とし、第2線の筒先を右側とする。
- 3 ホースを積載部からとるときは、引き寄せる等の操作をしてもかまわない。また動作については規定しない。ただし、担ぎ方は実施要領どおりとする。  
(20回)
- 4 機関担当員の下車時の確認は、ルームミラーによる確認はできないものとする。  
「確認事項II 2 参照」  
(17回)
- 5 下車時のドア開放は、二段操作(少し開け、後方確認し全開する。)で開くものとする。「確認事項II 1 参照」  
(17回)
- 6 下車時、火点監視は必要ない。
- 7 下車時の体の向きは火点側、車体側のいずれに向いてもよい。
- 8 注水補助をする際、補助部署が確保出来ない場合は、ホース修正しながら注水補助位置にいたってもよい。  
(11回)
- 9 2番員の注水補助で、注水部署(①の反対側一步後方)位置がとれない場合は、ホースの形状を整え、伝達位置をつくり、①の一步後方で「伝達終わり」の呼唱をする。又、その注水補助姿勢は反動力に耐える自然の前傾姿勢とする。  
「確認事項II 3 参照」  
(17回)
- 1 0 吸管伸長時、タイヤハウス上の吸管受け、ステップ上の吸管受けから吸管をはずす必要はない。また、ウインカー等ボックス上を伸長してもよい。  
(20回)
- 1 1 ②③番員の第2ホースを「搬送に便利な位置に置き」とは、第1ホースの左右どちら側の位置でもよいものとする。  
(17回)
- 1 2 とび口はステップ等に乗って取り外してもよい。

- 1 3 「とび口」の積載位置は、著しく高い場合でも車両積載位置とし、その要領は停止要領及び発進要領から「操法実施要領」どおりとする。ただし、ステップ上では、3点支持による安全確保を十分に配慮するものとする。(17回)
- 1 4 とび口の積載位置が高く、ステップに乗らなければとび口を取ることができない場合は、安全第一な方法でステップ等に乗って取り外し、両足が地に着いた以降「操法実施要領」による、とび口を持った構えをすればよいものとする。(19回)
- 1 5 とび口の収納要領、停止要領は左向け停止又はいたりで停止後左に向く要領でよい。(16回)
- 1 6 放口、吸口の開閉については、基本的に放口は片手、吸口は両手で操作する。(16回)
- 1 7 送水操作後の計器に配意しとは、頭を計器に向け確認する。又、筒先の閉鎖時圧力及びエンジン回転の上昇についてはスロットル調整を行う。無視しては減点の対象とする。(16回)
- 1 8 収納時、ポンプレバーを操作する時、ドアを開けたままでもよいし、閉めてもよい。(20回)
- 1 9 ④番員が「おさめ」で第1、第2のホースを離脱するときの踏み出す足は、左右どちらでもよい。(16回)
- 2 0 乗車後のエンジン始動時に、ポンプメインスイッチ（パネル式操作盤等の起動スイッチ）を入れてもよい。(25回)
- 2 1 とび口は必ずキャッチにはめ込み（方向は問わない。）、この際、刃先は車両の後方側の位置とし、操法隊員に向けられることなく、安全に操作できること。  
なお、とび口収納場所が外面にない車両にもキャッチを取り付けてとび口をセットする。(26回)

### Ⅲ 小型ポンプに関する事項

- 1 筒先を取る場合と置く場合の折ひざの姿勢は、右足立ちの姿勢、左足立ちの姿勢のどちらでもよい。
- 2 1番員が、第1ホースを取るとき、ホースと管そうの間に足を入れてはいけない。
- 3 筒先を背負う位置とは、筒先の「延長線」から左右の足裏が完全に水利側に入っている位置とし、膝及び肘等が火点側に出ている操法に支障がないものとする。  
「確認事項Ⅲ 1 参照」(17回)
- 4 吸管搬送時、とび口の柄は跨がないものとする。  
「確認事項Ⅲ 4 参照」(17回)
- 5 筒先員交替の時機は標的を倒した後とする。
- 6 筒先交替の時、1番員の左足の位置は、指揮者の左足の外側とする。
- 7 筒先員交替時、指揮者が左足を斜め後方に半歩下げとなっているが、1番員の左足横付近でよい。(20回)
- 8 機関員が余裕ホースを配意する場合は、いったん火点に向いて姿勢を正し、右（左）足を横に開き配意すること。(22回)

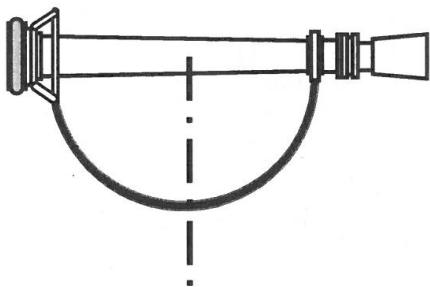


- 9 とび口収納は、水利側を向いていたり、火点側に向きとび口を置くか、又は右向け止まれ（開脚）の要領で停止し、その後火点側に向きとび口を置く。 (11回)
- 10 控綱を縛着する場所のないポンプは、フックを取り付けてもよい。 (20回)
- 11 吸管バンドは、マジックバンド式のもの不可とする。
- 12 吸管バンドは市販されているバンドとする。(マジックバンドは不可) (11回)
- 13 ベルト式の吸管バンドは、ベルト通しから三角部分が出ていればよい。 (20回)
- 14 各機材（ホース、吸管、とび口、枕木）の設定については、放口の延長線上に中心が来るように設定する。 (25回)
- 15 筒先員交替時、1番員が「右足を指揮者の右足近くに1歩踏み込むと同時に右手で取手を確実に握り」となっているが、取手を握るのが先になってもよい。 (25回)
- 16 筒先の背負いバンドは、原則実施要領小型ポンプ操法の定位のとおりとするが、出場隊によって長さが異なることから、左右対称であれば形状は問わないものとする。 (25回)

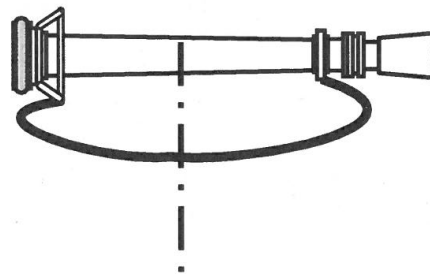
なお、設定例は図のとおり。

図 背負いバンドの設定例

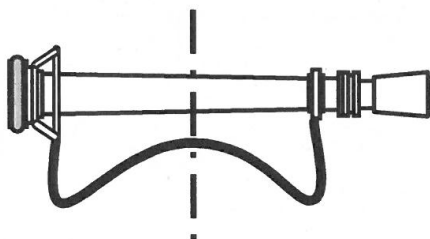
(1) 実施要領のとおり (※ 認める)



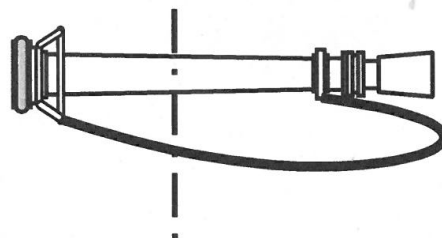
(2) 両サイドに逃がす (※ 認める)



(3) 波型に逃がす (※ 認める)



(4) 左右非対称 (※ 認めない)



## 山形県消防操法審査要領の細部要領確認事項

## 山形県消防操法審査要領の細部要領確認事項

### I ポンプ車・小型ポンプの共通事項

- 1 操法実施中、各番員は極端な誇張又は敏しょう性や士気に欠ける等の不自然な動作は減点の対象とする。(総合審査で減点する。)  
「細部要領 I 4 参照」
- 2 審査項目にない点についても、実施要領に明記されていれば前後の動作を含めてその項目で減点する。  
実施要領で特に操作・動作の定めのないもの、及び審査表の減点項目にないものは減点しないものとする。  
「細部要領 I 40 参照」
- 3 号令に誤りがあった場合は訂正しても減点の対象にする。(「号令の不明確、誤り」で減点する。)  
「細部要領 I 指揮者 1 参照」
- 4 ホース展長時は、体及び左足先を火点側に向ける。(「展長要領不適」で減点する。)
- 5 第1ホース延長の際、オス金具を腰につけて立ち上がることとし、立ち上がりながら腰につけない。  
ホース延長時オス金具を腰に付ける時期は、立ち上がり一步踏み出す前に行う。  
「細部要領 I 17 参照」  
第2ホース延長の際、オス金具を腰につけた後に左手を体側から腰に上げる。(それぞれ「延長要領不適」で減点する。)  
(参考)ホースの結合後、操作員はおす金具付近を踏んだ状態のまま発進してはいけない。  
「細部要領 I 16 参照」
- 6 第1ホース延長時、延長地点を間違え余裕ホースがなくなった場合、(「延長要領不適」、「余裕ホース確保不適」で減点する。機関担当員はホースに触れれば配意としたとみなし減点しない。)
- 7 ホース延長の際、第2結合の停止要領は、「操法実施要領Ⅱ操法実施上の基本的事項 1 全般的事項(3)」のただし書きのとおりの流れ(両手に物を持っているときは動作の流れに沿った動作)でよいものとするが、第3結合部は確実に停止後、左手をおろし節度をつけるものとする。(「第2ホース延長要領不適」で減点する。)  
「細部要領 I 18 参照」
- 8 第1、第2ホース操作員が第3ホースを引き寄せる等の作業をする必要が出てきた場合は、その原因を発生させた操作員を減点する。(操作員により減点項目は異なる。)  
「細部要領 I 19 参照」
- 9 各結合要領は、操法実施要領に基づき円滑に実施しない場合は、「結合要領不適」で減点する。
- 10 ホース結合は実施要領のとおりとする。たとえば、第2ホースと第3ホースが離れている場合は、第3ホースのメス金具を両手で持ってきて第2ホースのオス金具近くに置き、オス金具を右足先で踏み、メス金具を再度両手で持ち、結合を確認する。  
(「第3結合要領不適」で減点する。)
- 11 筒先操作員が「放水始め」と合図し、火点に向かって前進する時機は、伝令の復唱を確認後とする。(「第3ホース延長要領不適」で減点する。)

- 1 2 火点側余裕ホース内に半回転のねじれ等が多少あっても減点しない。ただし、直線部分がおおむね1 mないと減点する。(送水前に判断する。「余裕ホース確保不適」で減点する。)
- 1 3 放水中の筒先担当員の「ふらつき」とは、右手が腰部から離れる場合及び地面から離れる場合とする。(「注水姿勢不安定」で減点する。)
- 1 4 放水が上下左右に1 m以上ぶれる。(「注水姿勢不安定」で減点する。)
- 1 5 送水前の「ホースのよじれ」については、延長ホースの一地点において、一回転以上のよじれ又はホースが渦巻状等に交錯した場合、送水に支障があるものとして審査する。また、ホースラインは、全体的な、「蛇行」「弛み」「よじれ」等について審査する。(「展張要領不適」で減点する。)  
「細部要領 I 3 7 参照」
- 1 6 筒先担当員の排水操作後、「右手でノズルを握り」とは、右手でノズルを横から、右足ぎわに置いて立ち上がるものとする。ただし、姿勢を正したときに、筒先が地面から浮いてしまう場合は、筒先を置いた後、右手でノズルを上から握っても良いものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。(「排水操作不適」で減点する。)
- 1 7 吸管伸長時吸管が地面につく。(「吸管伸長操作不適」で減点する。)
- 1 8 とび口の長さは、1.5m以上あればよい。そのため破壊地点におけるとび口の構えは、左手で柄を持つ位置が中央からずれても、左腕が水平であれば良い。右手は、柄の後端からおおむね10 cm残した位置を握る。(「姿勢不適」で減点する。)  
「細部要領 I 2・3 番員 9 参照」
- 1 9 ホースに足が触れた程度ではホースの蹴飛ばしとはみなさない。又、スロットル調整時、ホースに接触しても減点しない。「細部要領 I 3・4 番員 6 参照」
- 2 0 機関員が余裕ホースに配慮することによってホースのよじれ等を修正してはならない。ただし第1結合部から伝令停止線までは可とする。(「任務分担外操作」で減点する。)

## II ポンプ車に関する事項

- 1 下車時のドア開放は、二段操作(少し開け、後方を確認し全開する。)で開くものとする。(「下車要領不適」で減点する。)  
「細部要領 ポンプ車 5 参照」
- 2 機関担当員の下車時の確認は、ルームミラーではできないものとする。(「下車要領不適」で減点する。)  
「細部要領 II 4 参照」
- 3 ②番員の注水補助で、注水補助(①の反対側一步後方)位置が取れない場合は、ホースの形状を整え、伝達位置を作り、①の一步後方で「伝達終了」の呼唱をする。  
(「伝達要領不適(終了)」で減点する。)また、注水補助の姿勢は、反動力に耐える自然の前傾姿勢(膝を地面につけない)とする。(「注水補助不適」で減点する。)  
「細部要領 II 9 参照」
- 4 上限圧力設定機能(定圧送水装置)の付いている機種を使用しても、放水中一時的に規定圧力を越えれば減点する。(「規定外圧力送水」で減点する。)

### Ⅲ 小型ポンプに関する事項

- 1 指揮者の筒先を背負う位置は、筒先の「延長線」から左右の足が、完全に水利側に入っている位置とし、膝及び肘等は火点側に出ているとしてもよいものとする。（「筒先搬送要領不適」で減点する。）「細部要領Ⅲ 3 参照」
- 2 第1ホースを後方に搬送するとき、1番員は後方を確認する。（「第1ホース展長要領不適」で減点する。）
- 3 吸管バンドの取り外しは、確実にするものとし、バンドが、吸管上に残ったまま吸管操作をしない。（「吸管伸長操作不適」で減点する。）
- 4 吸管搬送時、とび口の柄は、跨がないものとする。（「吸管伸長操作不適」で減点する。）「細部要領Ⅲ 4 参照」
- 5 揚水時、ポンプが著しく動くと減点する。（「揚水操作不適」で減点する。）
- 6 吸管バンドの踏みつけ（「踏みつけ」で減点する。）